

【用語説明】

健全化判断比率等

実質赤字比率・・・一般会計等の実質赤字の標準財政規模に対する割合です。

連結実質赤字比率・・・全会計を対象とした赤字額等の標準財政規模に対する割合です。

実質公債費比率・・・一般会計等が負担する元利償還金等の額の標準財政規模を基本とする額に対する割合です。

将来負担比率・・・土地開発公社の保有地や職員の退職金などの将来負担すべき負債額から基金等を控除した額の標準財政規模を基本とする額に対する割合です。

早期健全化団体・・・再生団体になる前に、自主的に健全化を進めるよう促されている団体です。国や都道府県の管理下におかれる再生団体(夕張市)とは異なります。

普通会計(一般会計等)...毎年度、国に報告しているもので「地方財政状況調査」として総務省から公表されているものの基礎数値となるものです。泉佐野市の普通会計には、一般会計と公共用地先行取得事業特別会計が合算されています。

標準財政規模・・・地方公共団体の経常的一般財源の規模を示すものです。標準的な税収入額に、地方譲与税、普通交付税、臨時財政対策債発行可能額などを加算したものです。

歳出

扶助費・・・生活保護にかかる費用や、高齢者、障害者、乳幼児の医療費などです。

補助費等・・・清掃施設組合への負担金や病院事業会計、各種団体への補助金などの費用です。

繰出金・・・国民健康保険事業や介護保険事業、下水道事業などの特別会計に対して市が負担すべき費用です。

公債費・・・市が大きな事業をするときに利用する借金(起債)の返済のための費用です。

投資的経費・・・施設の建設などその効果が将来にわたって住民サービスの向上につながる費用です。道路や公園の整備、学校施設などの建設に使われています。

歳入

地方譲与税・・・国税として徴収した税の一部または全部を一定の基準に従って地方公共団体に譲与するものです。

交付税・・・国税のうち所得税・酒税・法人税・消費税・たばこ税の一部を一定の基準で地方公共団体に配分するもので、普通交付税(交付税総額の94%)及び特別交付税(交付税総額の6%)があります。

地方特例交付金・・・国の減税により市税が減収となることに対する補てんや児童手当の制度改正による地方負担増加に対して国から交付されるものです。

臨時財政対策債・・・平成13年度に国が地方交付税特別会計の借り入れによる地方財源不足の補てんをやめて、財源不足のうち財源対策債等を除いた残りについては、国と地方が半ぶんずつ補てんすることとし、地方負担分については地方自治体が直接に借り入れを行うこととされました。償還に要する費用は後年度の地方交付税で措置されることになっていますが、泉佐野市のように普通交付税が不交付の場合は措置されていないことになります。

第三セクター等改革推進債・・・平成25年度までの間に公営企業や土地開発公社の廃止などに必要な経費に対して発行できることとされた臨時的な地方債です。

その他

指定管理者制度・・・市の公共施設の管理運営を、民間事業者等に委ね、住民サービスの向上や経費の縮減等を図ろうとする制度です。泉佐野市では文化会館など18施設に導入しています。